

検討結果報告書について(概要)

令和9年度以降のタブレット端末の在り方について

昨年度の議会改革検討委員会で現在のタブレット端末等は処分制限期間や議員任期を勘案し、令和9年4月末まで利用することとされたが、令和9年度以降の在り方については改めて検討することとされたため、検討を行った。

1 端末形態等

- タブレット端末 (iPad Air)
- 約11インチ (現在の事務局用と同じサイズ)
- セルラーモデル (Wi-Fi環境がない場所でも利用を可能とする。)
 - ※ 端末は事務局から貸与することとし、議員の任期単位で更新する。

2 ファイル管理システム

- 公募型プロポーザル方式でファイル管理システムを決定する。
 - ※ ペーパーレス化に必要な最低限の要件で幅広く募集し、操作性をはじめとしてファイル構成や同期機能等を含め総合的に判断する。

3 グループウェア

- 引き続きサイボウズを利用する。

4 その他

- 上記に記載の事項以外は現在の運用と同じ考え方とする。
(利用目的は公務・政務活動に限る、希望者はファイル管理システムを私有端末でも閲覧できる、議場にはキーボードを持ち込まない、費用負担等)

若者の議会への興味と関心を深めるための取組について

投票率が低下傾向にあり、特に若年層の投票率が低くなっているため、将来を担う若者も議会に関心を持ってもらうことが重要であるという観点から執行部の取組や意見交換を行った大学生の意見を踏まえ検討を行った。

1 学校等で実施するもの

- 学校等へ議員を派遣する仕組みを構築する。

2 議会等で実施するもの

- 既存の議場見学等の機会を活用する。
- 議会に関心を持つ学生との意見交換について、位置付けを整理した上で実施する。

3 県民参画委員会の活用

- 県民参画委員会の機会を活用する。

4 その他

- 議会傍聴や議会資料の活用を呼び掛ける。
- 各会派や各議員にも積極的な取組を呼び掛ける。
- 取組状況の分かりやすい公表等を行う。

・議員が主体的になって取り組む。
・スピード感を持って取り組めることから取り組んでいく。